

東京白老会会則

(名 称)

第1条 本会は、東京白老会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を白老郡白老町大町1-1-1役場産業経済課内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の交流と親睦を図り、郷土愛のもとに白老町との交流、情報の交換を行い郷土の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流と親睦を図る事業
- (2) 郷土白老の発展に寄与する事業
- (3) その他目的達成のために必要な事業

(会 員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 東京及びその近郊に在住する白老出身の方、又は白老に居住していた方とその家族
- (2) 白老にゆかりのある方

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員の選任及び任期)

第7条 役員は、総会において選任する。

- 2 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期満了後でも後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(職 務)

第8条 会長は、本会を代表し、総会及び役員会を召集し、その議長となり会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、会長の指示に基づき、この会の運営、会務の処理にあたる。
- 4 監事は、会計を監査する。

(顧問及び相談役)

第9条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

(会 議)

第10条 本会の会議は、通常総会、臨時総会及び役員会とする。

2 通常総会は年1回開催し、臨時総会及び役員会は必要の都度、開催する。

(総 会)

第11条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告の承認
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 会則の決定及び変更に関する承認
- (4) 役員の選任
- (5) その他本会の運営に必要な事項

2 総会の議事は、出席会員の過半数で決する。

(役員会)

第12条 役員会は、役員をもって組織し、つぎの事項を審議する。

- (1) 総会の決議により委任された事項
- (2) 総会に付議する事項
- (3) 会務の運営に関する事項

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第14条 本会の経費は、入会費、寄付金及びその他収入をもって充てる。

2 入会費は、2,000円とする。

3 親睦会、研修会等の費用は、その都度参加会員が負担するものとする。

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、会長が指名する。

3 事務局長は、事務を総務する。

(補 則)

第16条 この会に定めるもののほか、必要な事項は役員会で決める。

附 則

この会則は、昭和60年11月9日から施行する。